

世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例

1. 条例改正の事由

令和3年度税制改正大綱が閣議決定（令和2年12月21日）されたことに伴い、軽自動車税環境性能割の税率区分が見直され、また軽自動車税環境性能割の臨時的軽減が9月延長されることとなったことに伴い、世田谷区特別区税条例の一部を改正する必要があるため。

2. 条例改正の概要

（1）軽自動車税環境性能割の税率区分の見直し（裏面資料参照）

【令和3年4月1日施行】

新たな令和12年度燃費基準の下で税率区分を見直す。

（2）軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長（裏面資料参照）

【令和3年4月1日施行】

軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を9月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。

3. 周知方法

条例改正の内容については、改正条例の公布後、速やかに区ホームページで周知を図る。

資料

1. 軽自動車税環境性能割の税率区分の見直し

(1) 乗用車

【現行】

車種		税率			
		自家用	営業用		
電気自動車 天然ガス自動車		非課税	非課税		
ガソリン車 ハイブリッド車	令和2年度基準 +10%達成			1%	0.5%
	令和2年度基準 達成				
		平成27年度基準 +10%達成	1%		
上記以外			2%		

【改正案】

車種		税率			
		自家用	営業用		
電気自動車 天然ガス自動車		非課税	非課税		
ガソリン車 ハイブリッド車	令和12年度基準 75%達成			1%	0.5%
	令和12年度基準 60%達成				
		令和12年度基準 55%達成	1%		
上記以外			2%		

(2) 車両総重量2.5t以下のトラック

【現行】

車種		税率			
		自家用	営業用		
電気自動車 天然ガス自動車		非課税	非課税		
ガソリン車 ハイブリッド車	平成27年度基準 +20%達成			1%	0.5%
	平成27年度基準 +15%達成				
		平成27年度基準 +10%達成	1%		
上記以外			2%		

【改正案】

車種		税率			
		自家用	営業用		
電気自動車 天然ガス自動車		非課税	非課税		
ガソリン車 ハイブリッド車	平成27年度基準 +25%達成			1%	0.5%
	平成27年度基準 +20%達成				
		平成27年度基準 +15%達成	1%		
上記以外			2%		

2. 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

車種（自家用乗用のみ）	税率		
	本則	臨時的軽減（令和3年12月31日まで延長）	
電気自動車 天然ガス自動車	非課税	非課税	
ガソリン車 ハイブリッド車			令和12年度基準75%達成
			令和12年度基準60%達成
	令和12年度基準55%達成	1%	
		2%	
		1%	